

1 S D G s 推進に対する支援について

(富山県知事政策局)

本市は、S D G s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) の理念に沿って、経済・社会・環境の三側面を統合的に取り組む都市として、「2024年度S D G s 未来都市」に選定され、令和6年7月に策定した「滑川市S D G s 未来都市計画」に基づき、地域未来交付金等の国の支援を活用しながら、計画に掲げた取組を進めております。

S D G s 未来都市への選定を契機として、新たに本市沿岸で藻場が衰退した原因の究明と再生に向けた調査を始めております。国立大学法人東京海洋大学、滑川漁業協同組合、富山県水産研究所、富山県立滑川高等学校などの産官学のステークホルダーが連携して実施しているところであり、令和8年度には、陸上での海藻種苗の試験的な養殖なども検討しながら、長期的に地域に根ざした取組となるよう意欲的に推進してまいりたいと考えております。

つきましては、**本市が2030年のあるべき姿として掲げた「笑顔いっぱい 幸せいっぱい 光り輝く 滑川」の実現を目指して実施する「滑川市S D G s 未来都市計画」の各事業の推進**について、格段のご配慮をお願いします。



海域調査の様子

2 ゼロカーボンシティの実現に向けた支援について

(富山県知事政策局)

本市は、令和5年9月に2050年までにゼロカーボンシティを目指すことを宣言し、令和7年3月に本市のゼロカーボンシティ実現に向けた指針となる「滑川市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

国においては、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備導入推進事業や脱炭素化推進事業債等の各種支援の拡充や期間延長を図られたところであり、本市においても、これらの支援を活用しながら、2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量の53%削減を目指すという意欲的な目標達成に向けて、公共施設のLED化や太陽光発電設備の導入等を推進することとしております。

今後、本市では、多額の整備費用が見込まれる小水力発電所の新設や、幅広い中小企業に対する再生可能エネルギー導入支援なども検討しておりますが、既存の国や県の支援制度や市単独の補助だけでは実現が困難な状況です。

つきましては、「滑川市地球温暖化対策実行計画」に掲げた各事業の推進のため、**県民及び県内事業者に対する再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギー推進などの支援を拡充していただくとともに、国に対し地域の実情に合わせて幅広く活用できる補助制度の創設について、働きかけていただきますよう、格段のご配慮をお願いします。**



小水力発電の取水口

3 自然災害対策の支援・充実について

(富山県危機管理局)

近年、地震や集中豪雨による洪水などの自然災害が多発し、全国的に甚大な被害が発生しています。

本市においては、これまで国や県の動向を踏まえ「滑川市地域防災計画」の見直しや各種ハザードマップの作成、「滑川市国土強靱化地域計画」の策定を行うほか、国の交付金を活用し、防災資機材の整備による避難所の生活環境の改善、防災講演会や防災講座の実施による防災知識の普及や防災意識の向上に努めるなど、防災及び減災の推進に取り組んでおります。

一方、大規模災害の発生時に被害を軽減するための「自助」、「共助」の連携による取組が重要となり、地域の防災力の向上を図るためには、地域防災の中心となる防災士の確保並びに災害時に即座に活動できる人材の育成が必要不可欠であります。

つきましては、市民の生命と財産を保護するため、**自然災害対策の支援・充実**について、格段のご配慮をお願いします。



防災士を交えた防災訓練

4 地方公共団体情報システムの標準化・共通化に対する支援の継続について

(富山県地方創生局)

本市では、地方公共団体情報システムの標準化・共通化について、今年度中の稼働にむけてシステムテストや仮移行等の作業を進めているところです。

「標準化対象事務に関するシステム運用経費等について、平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指す」という基本方針が出されていますが、十分な移行期間が設定されなかったことなどにより、システム事業者における開発コストの増大、システム調達において競争原理が働かないなどの影響が発生しています。また、移行後の高額なガバメントクラウド利用料も一因となり、現時点において標準準拠システム移行後の当市のシステム運用経費等は、現行システム費用の3倍近い金額が見込まれています。

さらに、標準化対象外となった業務においては、標準準拠システムとは別に新たなシステム基盤を構築していることや、標準準拠システムとの連携等により多大な初期・運用費用の発生が見込まれます。

基礎自治体では、さらなる社会保障費やインフラ維持費の増大等が見込まれる中で、このような事務的経費の負担が大幅に増大することは極めて深刻な状況であり、今後の行政サービスの提供に影響を及ぼしかねません。

つきましては、**ガバメントクラウド利用料や標準準拠システム運用経費の縮減を図るため、国が前面に立ってサービス提供事業者との調整等を行っていただくとともに、地方負担が発生しないよう国の責任において十分な財政支援を行われるよう、引き続き各段のご配慮をお願いします。**

5 公民連携によるまちづくりの推進について

(経営管理部)

先行きが不透明な現代社会において、従来提供してきた行政サービスに固執することなく、専門的な知見や民間事業者と積極的に連携・協働することで、新たな政策を立案していくことが必要となっています。

本市では、様々な行政課題を解決するため、市民との対話をはじめ、民間の知見を生かした取組を推進しており、都市部からの新たな人の流れや、まちの賑わいづくりをより一層進めるため、既存公共施設の利活用や新たな公共施設整備の検討について、民間事業者との連携が不可避となっています。

つきましては、**公共施設整備における公民連携（PPP／PFI）手法の導入、公民連携の推進に向けた助言等**について、格段のご配慮をお願いします。



公民連携手法を検討しているペイエリアの一部

6 持続可能なまちづくりの推進について

(富山県生活環境文化部)

本市では、人口減少と高齢化が進む中で高齢者や子育て世代にとって安全安心が確保された健康で快適な生活環境の実現や、財政面をはじめとした持続可能な都市経営を可能にするまちづくりに取り組むため、令和8年度から立地適正化計画の運用を開始したところであります。

当該計画においては、既存住宅地の地籍調査による土地取引の円滑化を居住を誘導する施策の一つとしており、現在も鋭意取り組んでいるところであります。

この調査を円滑に実施できるようにするためには、十分な予算の確保が必要となっており、引き続き**重点的な支援**について、各段のご配慮をお願いします。



7 クマ出没防止対策の拡充について

(富山県生活環境文化部)

令和7年度、国内のクマ出没件数が過去最多を記録する中、多くの自治体では連日のように目撃や痕跡情報が相次ぎ、その対応に苦慮しております。

地域住民の安全のため、ハンターの協力を得て見回りやパトロール、捕獲等の対策を講じていますが、ハンターの高齢化と担い手不足が同時進行しており、今後は継続的な現場対応が困難になることが懸念されます。

また、クマの人里への大量出没は、堅果類の不作に加え、人口減少に伴う里山の荒廃や耕作放棄地の増加といった環境要因、さらには生ごみや放任果樹などの誘因物管理の不足といった社会構造も大きな要因となっています。

つきましては、**ハンターの担い手確保及び育成に資するより具体的な施策を国が主導となって展開するとともに、野生鳥獣の生息区域と人里との境界を構築するための積極的な啓発や支援、里山管理や環境整備への支援制度の拡充に取り組むことについて、国に強く働きかけていただきますよう、格段のご配慮をお願いします。**



クマの痕跡

8 有害鳥獣対策への支援について

(富山県生活環境文化部、農林水産部)

本市では、イノシシの個体数の増加及び生息域の拡大により、イノシシによる農作物や農地等への被害が発生しているほか、集落におけるニホンザルの出没が相次いでおり、近年では、農作物被害に加えて、人に対する威嚇などの生活環境被害が増加し、特に子どもや高齢者などへの人身被害が危惧される状況となっております。

このため、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し、これまでに捕獲檻や侵入防止柵の整備等の鳥獣被害対策を講じてきたところではありますが、イノシシやニホンザルによる被害は依然発生しており、大変苦慮しております。

つきましては、有害鳥獣による農作物被害等の拡大を防止するとともに、地域住民の安全と生活基盤を守るため、引き続き、**富山県鳥獣被害対策強化支援事業の予算確保や鳥獣被害防止総合対策交付金の適切な配分、複数市町村をまたがって行動する有害鳥獣被害への対策強化とともに、加害個体が多いニホンザルの群れにおける捕獲上限数の増加など、捕獲対策の強化を実施できるよう、格段のご配慮をお願いします。**



集落内に出没するニホンザル



人の生活圏（県道）に出没するイノシシ

9 児童手当制度の拡充について

(富山県厚生部)

「異次元の少子化対策」の一つとして、児童手当は、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援と位置づけられ、令和6年10月分から所得制限の撤廃、高校生年代までの支給期間の延長、第3子以降手当額の増額及び多子加算のカウント対象が18歳年度末から22歳年度末まで拡大と制度が抜本的に拡充となりました。

しかしながら、大学院など高等教育に進学した23歳以上のこどもがいる場合には、そのこどもがたとえ3人兄弟の第1子であったとしても、多子加算のカウント対象とならないため、3番目のこどもの児童手当支給額は3万円とはなりません。上のこどもが既に経済的に自立していようと、3人こどもがいれば3人分の子育て費用がかかることは変わらず、またこどもが大学院などに進めばその分の学費が必要となり、親の経済的負担はさらに重くなります。上のこどもが22歳の年度末を過ぎているか否かで児童手当額が変わってくることは、多子世帯の親にとって納得できるものではなく、また、児童手当の基礎的な経済支援という位置づけにも反する条件設定であると言わざるを得ません。

こうしたことから、家庭等の生活の安定と次代の社会を担うこどもの健やかな成長のため、多子世帯への平等な支援は、国が「異次元の少子化対策」を唱えるこの機会にこそ実現することが求められます。

つきましては、**現在、22歳年度末までとなっている児童手当における多子加算のカウント方法の年齢制限撤廃について、国へ働きかけていただきますよう、格段のご配慮をお願いします。**



10 子ども医療費助成制度の拡充について

(富山県厚生部)

本市では、こどもの健全な育成支援、保健の向上、保護者の経済的負担の軽減など、子育て支援の観点から、こどもの医療費を助成しており、高校生までのこどもが安心して医療を受診できるよう、支援体制を構築しています。

しかしながら、各市町村が独自に制度を運用しているため、少子化対策や子育て支援を目的とした独自の制度拡充は、自治体の財政負担を増大させるとともに、制度の複雑化を招いており、その均一化が喫緊の課題となっています。

こうしたことから、未来を担うこどもを安心して「生み」「育て」「守る」ことができる社会の実現を目指し、国、県、市町村が一体となって、県内のどこに住んでも同じ制度のもとで医療が受けられるよう、全国あるいは県内一律の子ども医療費助成制度の創設について、国が「異次元の少子化対策」を唱えるこの機会にこそ実現することが求められます。

つきましては、**現在、小学生までとなっている県の医療費助成制度にかかる財政支援を早期に18歳まで拡充するとともに、全国一律の子ども医療費助成制度の創設について、国へ働きかけていただきますよう、格段のご配慮をお願いします。**



1 1 第2子に対する保育料の無償化について

(富山県厚生部)

国では、こども基本法、こども大綱に基づき「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、切れ目なく全ての子育て世帯を支援する体制を整備する」としています。

こども未来戦略によると、夫婦の平均理想こども数はおおよそ2人となっていますが、一方、理想のこども数を持たない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」といった経済的理由が最も多いことから、若い子育て世帯においては、保育料の負担は大きく、第2子以降の出産に二の足を踏む要因になっていると考えられています。

本市の保育料は、平成28年度から全ての世帯において第2子以降を無償化、令和5年度からは、全ての世帯において第1子を半額とするなど独自で取り組んでいるところですが、第2子を育てたいという希望を可能な限りかなえるため、全県的に取り組んでいくことが重要と捉えています。

つきましては、こども未来戦略の取組を本市として加速させていくためにも**子育て支援策の推進**について、格段のご配慮をお願いします。



1 2 介護施設の設備更新に対する支援について

(富山県厚生部)

現在、市内には、建設以来40年以上を経過した介護施設もあり、建替や大規模修繕といった、今後の施設整備を具体的に検討する時期に来ています。

しかしながら、近年の物価高騰や賃金上昇などといった要因や、介護施設を取り巻く運営状況について依然苦しい状況が続いていることから、設備改修や更新にかかる費用を捻出することが難しい状況であります。

また、既存の補助制度は施設の創設、増改築にかかるものが対象となっており、設備改修や大規模修繕に対応していない状況であるほか、補助要件が細かく定められているため、施設側が必要とする箇所に対する補助が受けられない状況にあります。

つきましては、**建物付帯設備**（高額な電気設備、給排水又は衛生設備、ガス設備、空調設備及び昇降機設備など）の**設備更新や施設の大規模修繕**（屋根・外壁・内装など）**に対する利便性が高い補助制度の創設**について、格段のご配慮をお願いします。

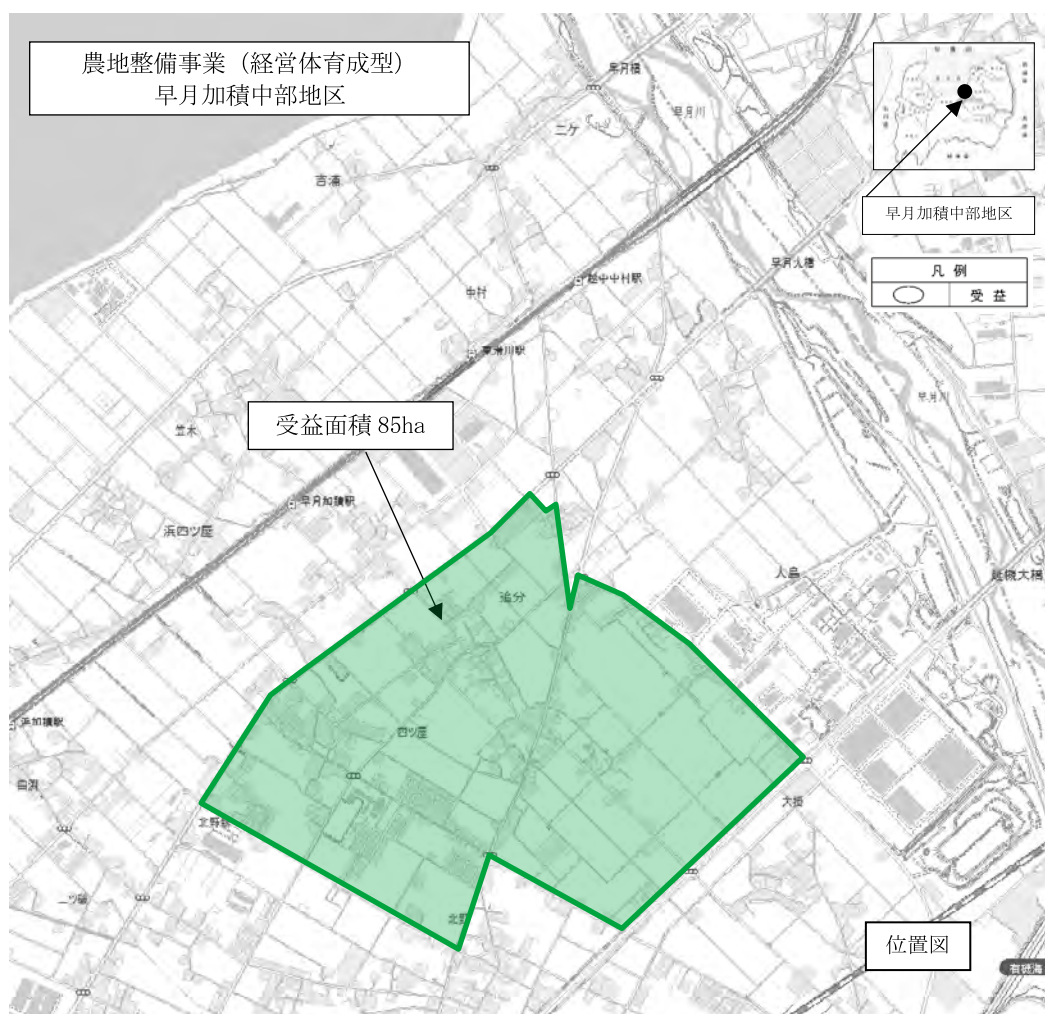


13 農地整備事業（経営体育成型）の促進について 「早月加積中部地区」

(富山県農林水産部)

本地区の生産基盤は、県営ほ場整備事業により昭和４７年度から昭和５２年度にかけて整備されたもので、その施設のほとんどが整備後４５年以上が経過し、用排水路は老朽・断面不足等による漏水が著しいことや、一部の農地で耕土が不足しているなど、維持管理に大変苦慮しております。

つきましては、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、意欲と能力のある経営体が活躍できる農業生産基盤の整備として、引き続き**農地整備事業（経営体育成型）の促進**について、格段のご配慮をお願いします。



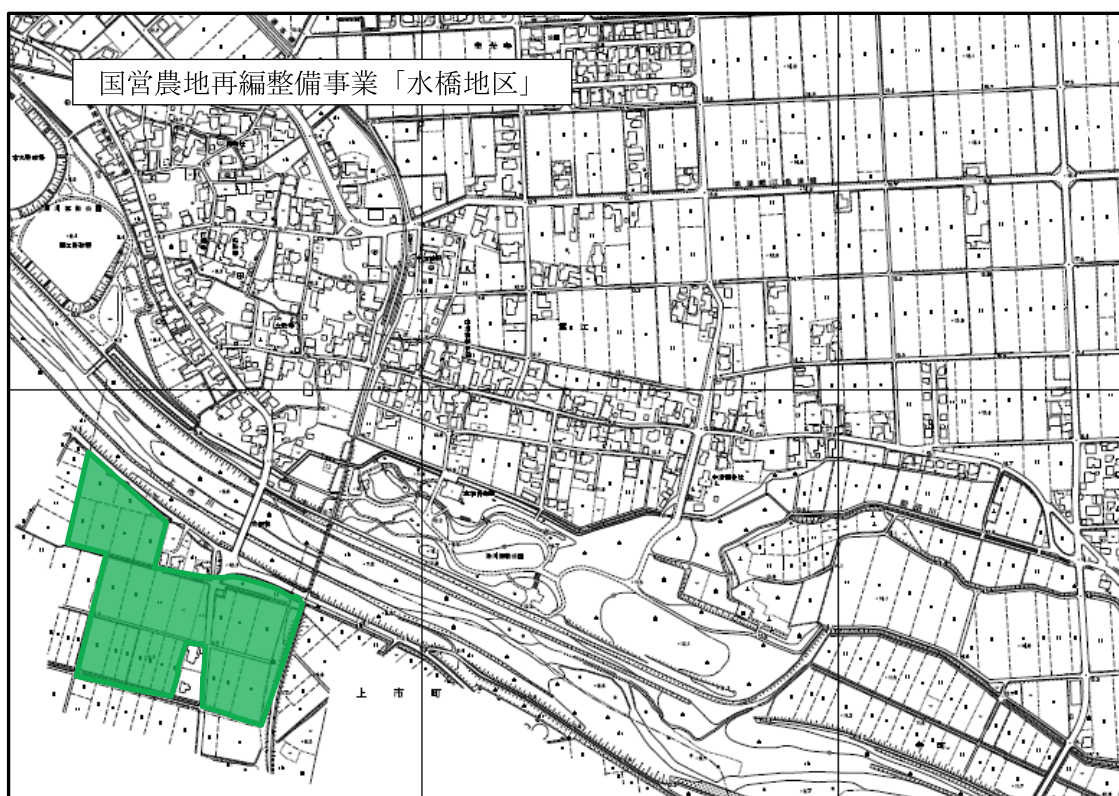
14 国営農地再編整備事業「水橋地区」の促進について

(富山県農林水産部)

本市堀江地区は、農地が小区画で農道も狭いことから、大型機械による効率的な営農が困難な状況であり、近年の農業者の高齢化に伴い、このままの基盤では将来的に農地を引き継ぐ担い手がいなくなるといった危機感が高まっております。

このため、ほ場の大区画化・排水不良の解消や集中的に農地の利用集積・集約を進めるとともに、スマート農業の導入により生産性の高い基盤の形成を通じて農業の振興や地域の活性化を図ることを目的に、令和3年度から国営農地再編整備事業「水橋地区」として事業化されたところであります。

つきましては、農業基盤の整備を推進し、農業経営の安定を図るため、引き続き**国営農地再編整備事業の促進**について、格段のご配慮をお願いします。

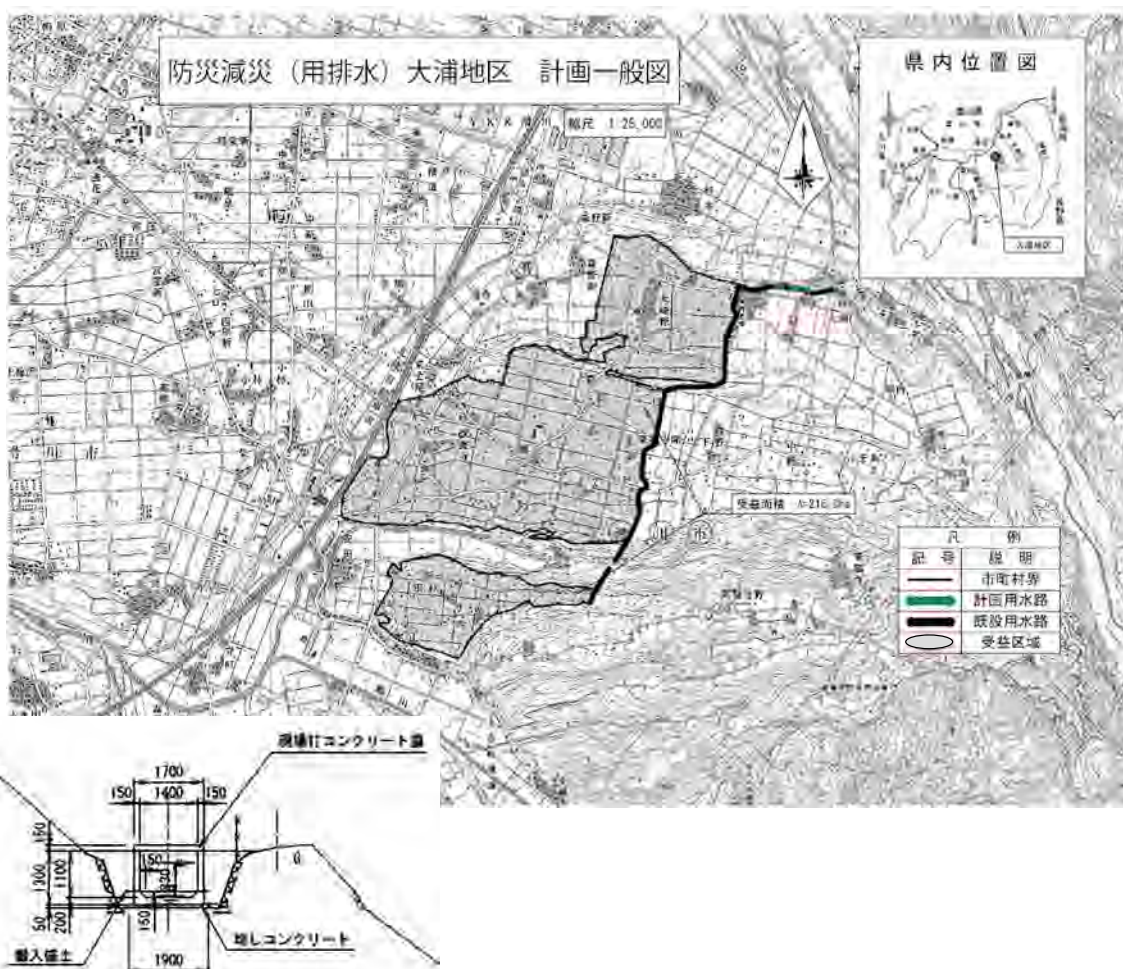


15 農村地域防災減災事業の促進について 「大浦地区」

(富山県農林水産部)

本地区の大崎野用水路は段丘の斜面に接する重要な山腹水路ですが、平成29年には山側法面が崩壊し、土砂が流出し埋塞による通水被害が発生しました。近年、気候変動によるゲリラ豪雨等が多発し、再度、水路閉塞による溢水で土砂崩壊が発生する危険性が高く、早急な対策整備が望まれるなか、令和7年度から農村地域防災減災事業として採択、事業着手していただいたところであります。

つきましては、農地及び農業用施設等への被害を未然に防止するとともに、地域の農業経営の進展に資するため、引き続き**農村地域防災減災事業の促進**について、格段のご配慮をお願いします。



16 海業に対する支援について

(富山県農林水産部)

本市の漁業については、基幹漁業であるホタルイカ定置網漁を中心として、ベニズワイガニ籠縄、ばい籠縄、刺網等が行われています。中でもホタルイカ漁は滑川漁業協同組合管内における全漁業種の総漁獲量の大部分を占め、富山県内でも有数の水揚げを誇っています。

しかし、近年はホタルイカの漁獲量の不安定さ、魚価の低迷により安定的な漁業経営が困難な状況となっています。

ほたるいかミュージアム、ほたるいか海上観光、海洋深層水などの既存の地域資源を活用しながら、ホタルイカのさらなるブランド化や臨港食堂、直売所の整備など新たな取組を行うことで、地域の賑わいづくりや漁業者を含む地域の所得向上を図ることが可能と考え、令和8年2月に滑川漁業協同組合において「海業取組促進事業計画」を策定し、水産庁の承認を得たところであります。

今後、関係団体と連携し、飲食提供の場の整備や漁港を拠点とした魅力的な施設・環境の整備にかかる実証実験を行い、その成果を踏まえながら、海業取組にかかる実施計画を策定するとともに、専門家による滑川産ホタルイカのさらなるブランド化や新たな魚種ブランド化に向けた可能性調査、本事業を契機とした地域のプレーヤーの発掘、または育成に関する可能性調査を実施することとしております。

つきましては、**本市の海業に関する取組について、国による支援が円滑になされるよう、国へ働きかけていただきますよう、各段のご配慮をお願い**します。



17 海岸保全施設の整備促進について

(富山県農林水産部、土木部)

本市の海岸（延長約7,900m）は、富山湾特有の「寄り回り波」から市民の生命財産を守るため、離岸堤が2列に配置されるなどの安全対策が講じられておりますが、平成3年2月及び平成20年2月の「寄り回り波」により甚大な被害を被っております。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、驚異的な規模の津波により、被災地では甚大な被害が発生しており、これを踏まえて県が平成23年度に調査を実施し、平成29年2月に改めて発表した津波シミュレーション調査の結果によれば、本市には最大6.8mの津波が地震発生後3分で海岸部に到達すると見込まれていますが、市内の護岸は老朽化が進んでいる状況です。

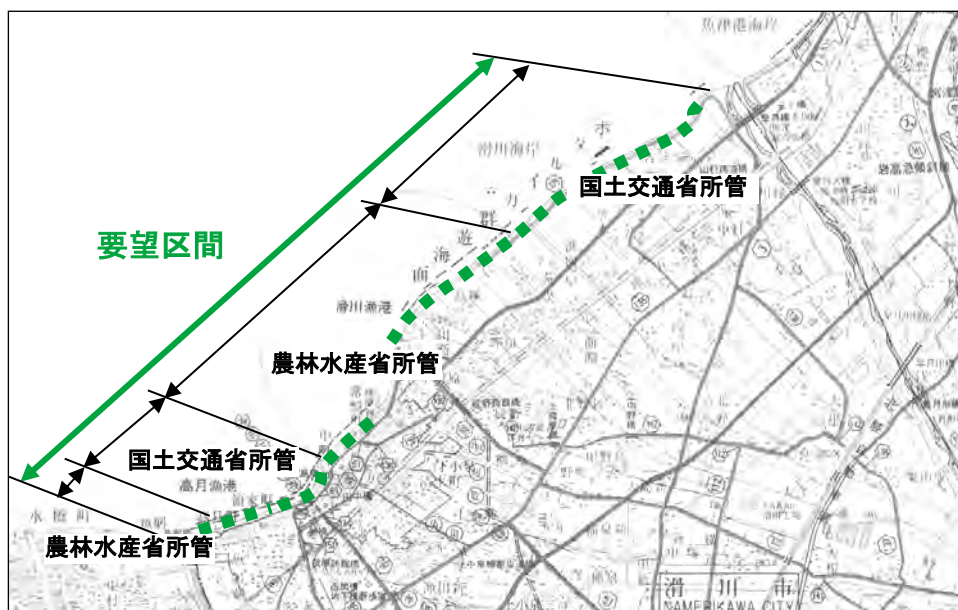
つきましては、堤防の補強及び嵩上げなど、引き続き**海岸保全施設の整備促進**について、格段のご配慮をお願いします。



寄り回り波(平成20年2月)



離岸堤の被災状況(平成20年2月)



18 魚に関する学習体験施設の整備について

(富山県農林水産部、教育委員会)

富山湾は、暖流系と冷水系の両方の生物が生息し、全国的にも珍しいホタルイカをはじめ、豊富な種類の魚介類が獲れる水産資源の宝庫となっています。

また、立山連峰を源とする河川には、鮎や溪流魚などが生息しており、山から海まで多くの生物を育てている環境にあります。

本市では、ふるさとの恵みの大切さについて未来を担うこどもたちに教えていくことが重要と考えており、観光遊覧船「キラリン」を活用し、海上から眺める立山連峰や早月川扇状地の地形など、ジオパークについても学ぶことができる海上体験学習活動やAR（拡張現実）技術を活用し、ホタルイカの生態や定置網漁の仕組みを学ぶ体験授業を行っております。

つきましては、**富山湾や県内河川等に住む魚介類の生態について園児から小・中学生までが、ふるさと教育の一環として学習、体験できる施設を富山県農林水産総合技術センター水産研究所に整備していただくよう、格段のご配慮をお願いします。**



19 北アルプス横断道路構想の実現について

(富山県土木部)

富山県と長野県の県境は、急峻な北アルプスの山岳地帯であり、隣県でありながら直接往来が可能な道路がありません。ここに、横断道路を開通させることができれば、長野県はもとより関東圏とのアクセスが飛躍的に向上し、観光やビジネスにおける人の動き、あるいは物流や情報の流れが一気に高まります。さらに、近年多発する傾向にある自然災害時には、複数ネットワークの確保にもつながり、事業効果の高い道路として期待されます。

この道路構想を推進するため、平成29年11月に「北アルプス横断道路構想推進会議」を設立し、令和5年11月には機運醸成のため長野県知事へ要望を行うなど本道路構想の実現に向け一致結束して活動をしてまいりました。

また、県の総合計画並びに令和3年6月に策定した「富山県新広域道路交通計画」においても構想路線として位置づけられており、関係者にとっては実現に向けて期待が膨らんでおりますが、ルートの決定に当たっては専門的知見と莫大な調査費が必要であることから、**北アルプス横断道路ルート決定のための調査支援**について、格段のご配慮をお願いします。



20 東部山麓道路の整備促進について

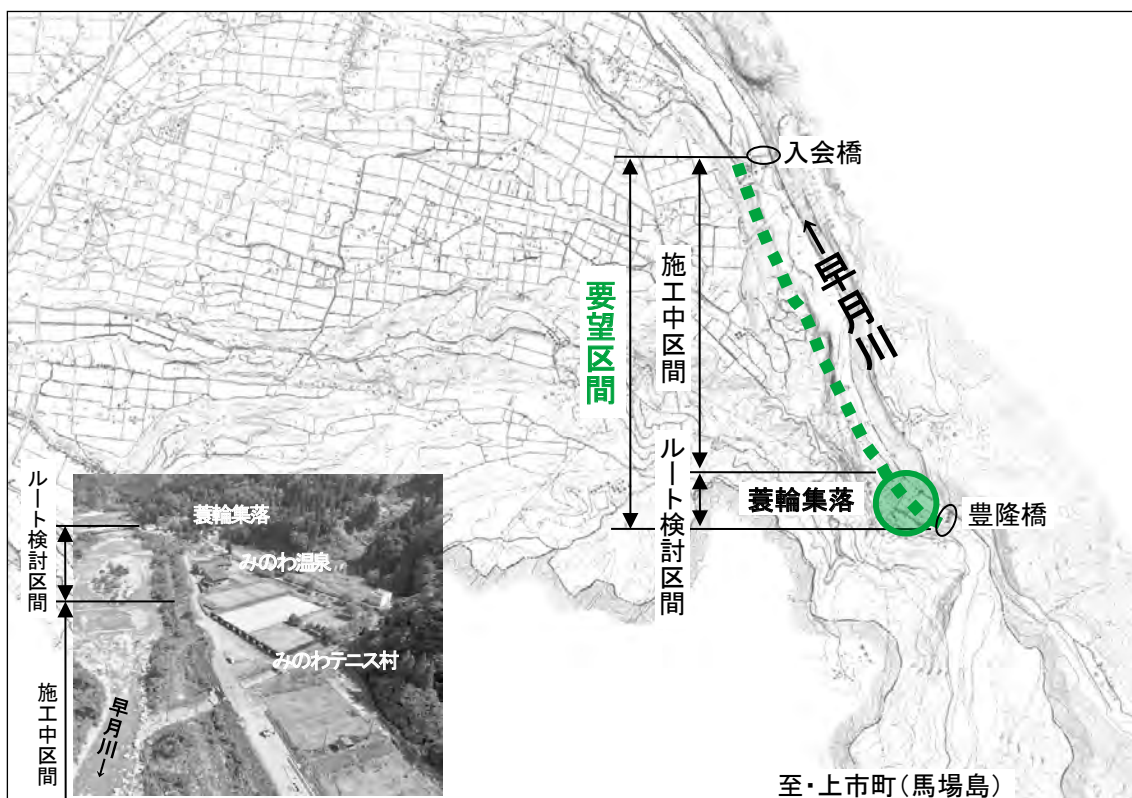
(富山県土木部)

東部山麓道路は、県東部の主要な観光拠点を結ぶ周遊性の高い観光ルートであり、中山間地域の活性化にも資する道路であります。

このうち、早月川左岸に位置する区間は、昭和44年豪雨に伴う災害時に早月川に架かる豊隆橋と入会橋が流失し、蓑輪集落が孤立した経緯があり、災害時の避難における代替路線として長年にわたりその整備が切望されている重要な区間であります。

また、観光面でのにぎわい創出効果も期待されており、整備が進むことで、みのわ温泉やみのわテニス村へのアクセスが向上するとともに、上市町に位置する劔岳の登山口である馬場島まで一直線でつながり、地域の観光振興に寄与することが期待されます。

つきましては、現在施工中の区間に続く豊隆橋左岸までの区間についても、引き続き**ルートの検討と道路改良事業の推進**について、格段のご配慮をお願いします。



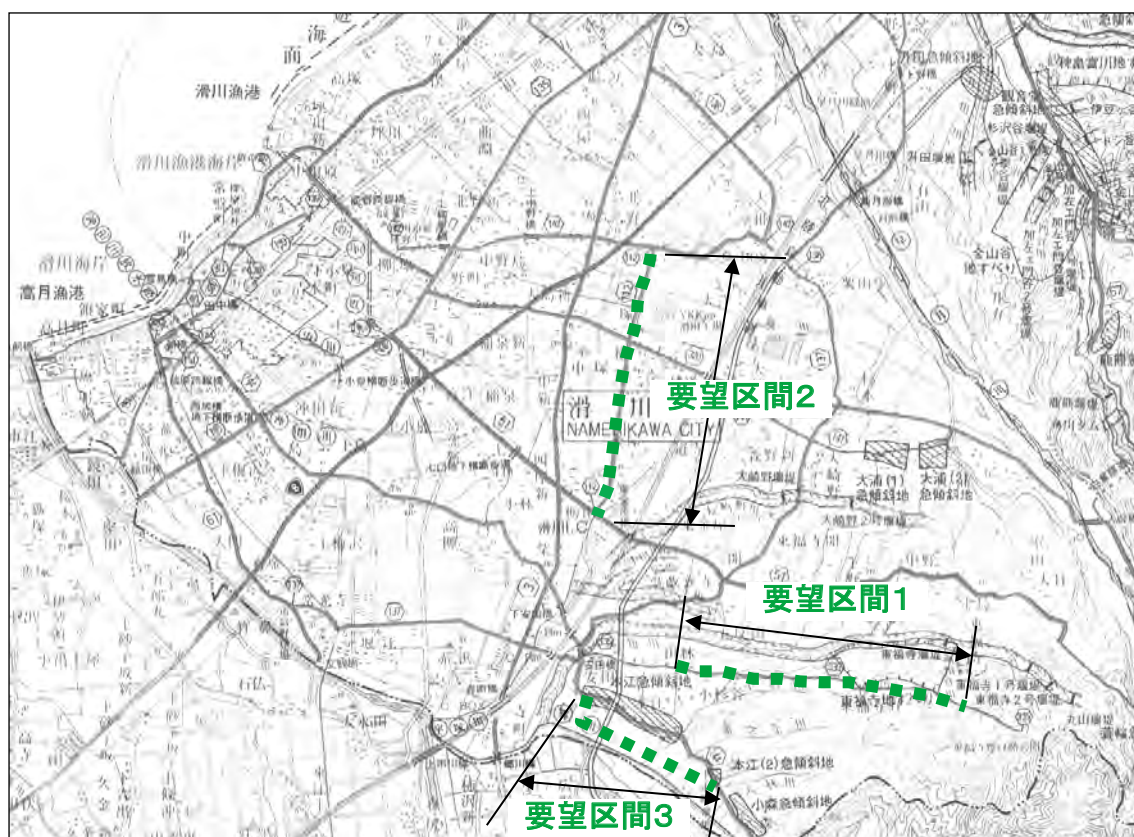
2 1 県道の改良促進及び新規採択について

(富山県土木部)

次の路線は、交通、産業経済及び生活の基盤として利用されている重要路線であります。

つきましては、次の区間の改良の促進と新規採択について、格段のご配慮をお願いします。

- | | |
|------------------------|----------------|
| 1 (一) 滑川自然公園線 | 田林～東福寺野地内 (継続) |
| 2 (一) 北野滑川インター線 (現道拡幅) | 北野～金屋地内 (継続) |
| 3 (一) 黒川滑川線 (バイパス) | 小森～本江地内 (新規) |



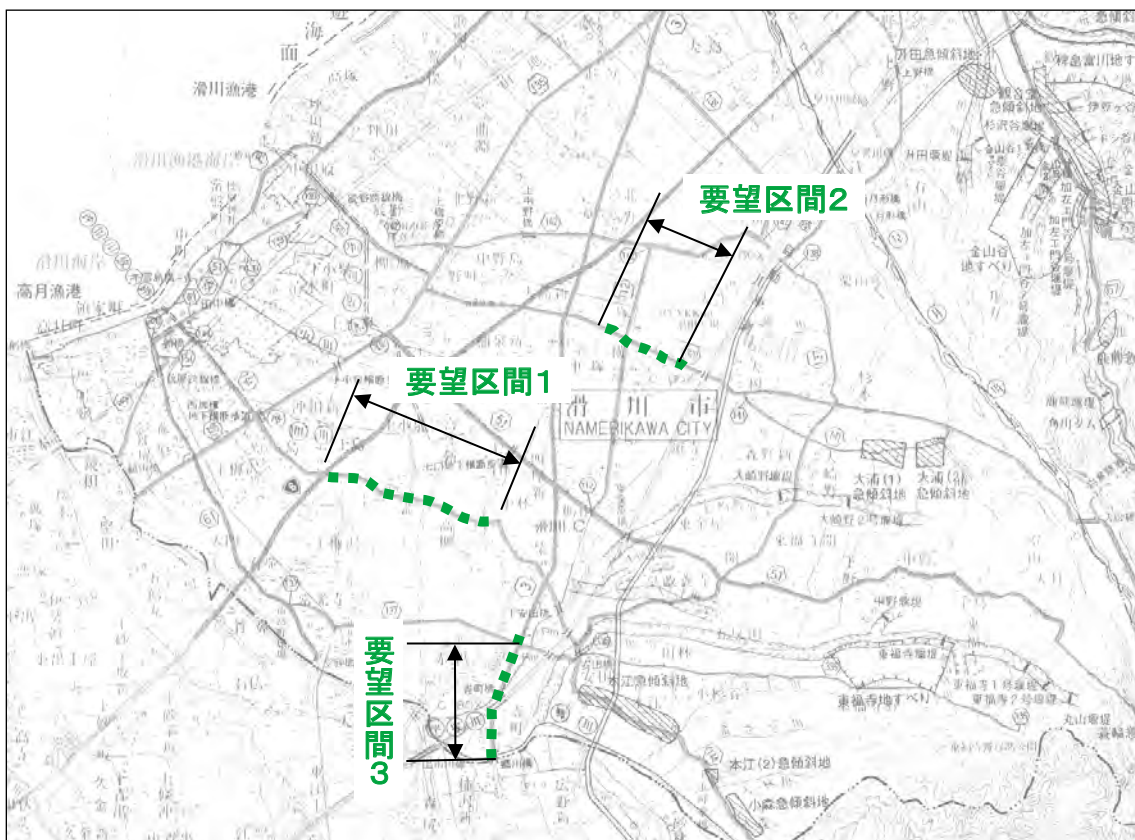
2.2 消雪施設設置の新規採択について

(富山県土木部)

次の路線は、通勤・通学時における市内の主要幹線であり、沿線には人家もあることから、冬期道路交通を確保する必要性が高い路線であります。

つきましては、次の箇所の消雪施設設置の新規採択について、格段のご配慮をお願いします。

- | | | |
|---------------------|---------|------|
| 1 (一) 黒川滑川線 (消雪工) | 小林～上島地内 | (新規) |
| 2 (一) 古鹿熊滑川線 (消雪工) | 二塚地内 | (新規) |
| 3 (主) 富山立山魚津線 (消雪工) | 寺町～赤浜地内 | (新規) |



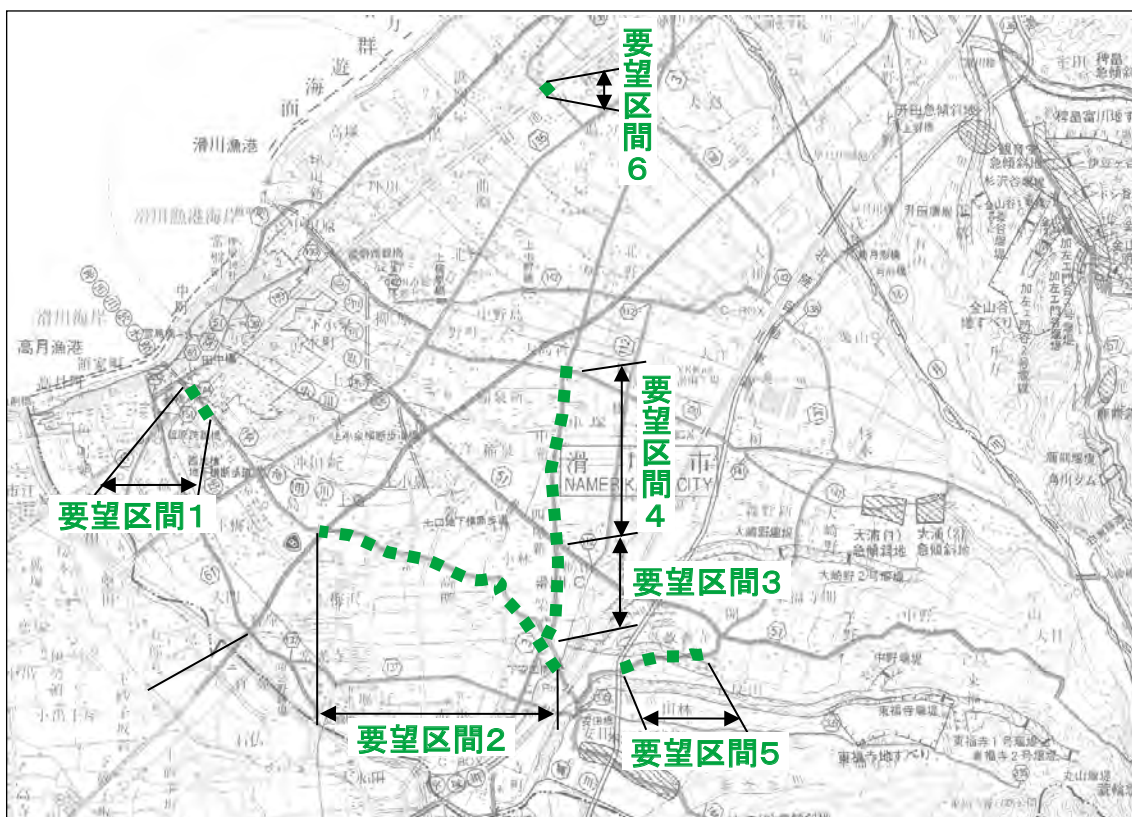
2.3 県道の交通安全施設の整備促進及び新規採択について

(富山県土木部)

次の路線は、園児及び小・中学校の児童・生徒の通園、通学路として利用度が高く、いずれも歩道設置等の交通安全対策が緊急の課題となっております。

つきましては、次の区間の交通安全施設の整備促進と新規採択について、格段のご配慮をお願いします。

1 (一) 黒川滑川線	(歩道)	下島地内	(継続)
2 〃	(歩道)	安田～上島地内	(継続)
3 (主) 富山立山魚津線	(歩道)	柴～栃山地内	(新規)
4 〃	(歩道)	栃山～大島新地内	(新規)
5 (一) 堀江魚津線	(歩道)	開地内	(新規)
6 (一) 栗山追分線	(踏切拡幅)	追分地内	(新規)

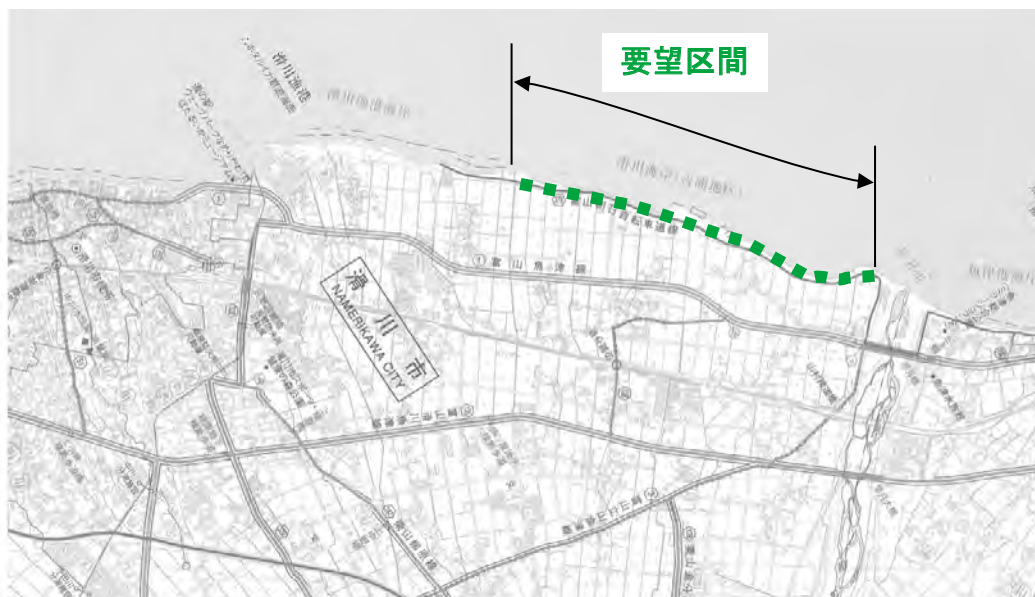


24 一般県道富山朝日自転車道線の整備拡充について

(富山県土木部)

富山湾が「世界で最も美しい湾クラブ」に平成26年10月に加盟し、その富山湾の魅力を発信するひとつの手段として富山湾岸サイクリング大会が平成27年度から開催されております。

つきましては、富山湾の素晴らしさが実感できるよう防潮堤の水たたきを利用した**富山朝日自転車道線の整備拡充**について、格段のご配慮をお願いします。



2.5 市道の交通安全施設整備及び道路改良の促進について

(富山県土木部)

次の路線は、小学校児童の通学路として利用頻度が高く、歩道設置をはじめとする交通安全対策が緊急の課題となっています。また、「滑川市通学路交通安全プログラム」に基づく通学路合同点検においても要対策箇所として指摘されており、歩道整備などの交通安全対策が早急に求められています。

さらに、住区内への通過交通の侵入により、児童・生徒や高齢者の安全が脅かされている状況も見受けられます。このため、地域住民の生活道路における安全かつ円滑な交通環境を確保するためには、幹線道路の道路改良による通過交通の転換も強く求められています。

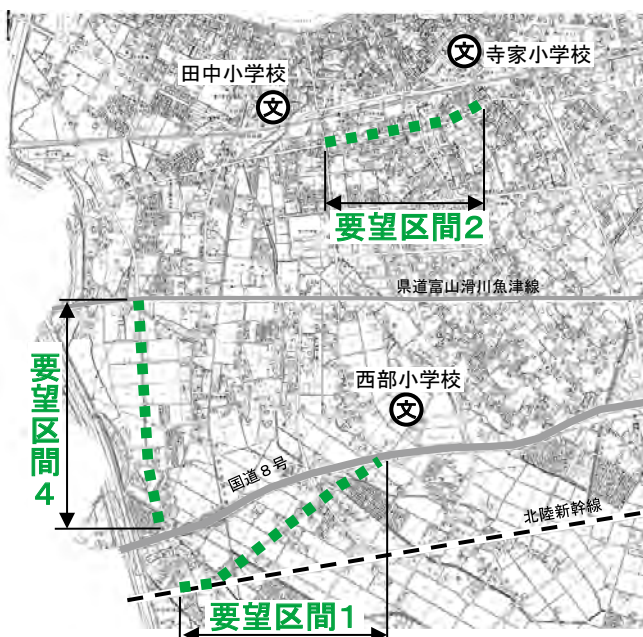
つきましては、次の区間の**交通安全施設整備と道路改良の促進**について、格段のご配慮をお願いします。

○通学路安全対策事業

- | | | |
|-----------------|---------------|------|
| 1 市道有金上島線 | (歩道) 有金～上島地内 | (継続) |
| 2 市道菰原辰野線 | (歩道) 下島～清水町地内 | (継続) |
| 3 市道東福寺開東加積小学校線 | (歩道) 東福寺開～開地内 | (継続) |

○道路改良事業

- | | | |
|------------|---------------|------|
| 4 市道有金下梅沢線 | (改良) 有金～下梅沢地内 | (継続) |
|------------|---------------|------|



26 本江地区の急傾斜地崩壊対策事業の促進について

(富山県土木部)

本市本江地区は、がけ高が約20m、勾配が39度の急傾斜地で、保全対象としては県道黒川滑川線や人家24戸があります。

これまで昭和48年から平成2年にかけて、急傾斜地崩壊防止施設が設置されましたが、現在も土砂災害特別警戒区域に保全人家が多くあるため、急傾斜地崩壊対策事業による抜本的対策が強く望まれております。

つきましては、地域住民が安心して暮らせるよう、引き続き**本江地区の急傾斜地崩壊対策事業の促進**について、格段のご配慮をお願いします。



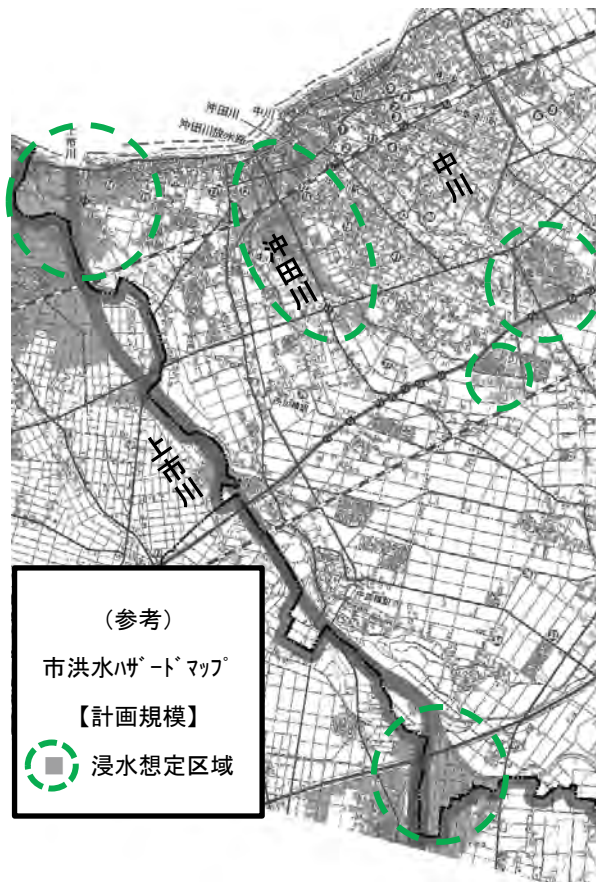
27 総合的な治水対策の推進について

(富山県土木部)

本市には、県下有数の急流河川である早月川や上市川等が流れており、過去において、しばしば浸水被害が発生してきました。

平成27年の水防法の改正により、洪水浸水想定区域が公表され、市民の河川管理に対する関心も高まるなか、計画規模においては未だに浸水が想定される区域があることから、総合的な治水対策の推進が強く望まれております。

つきましては、豪雨時においても浸水被害が生じないように**堤防の嵩上げ等の機能強化を早急に図るとともに**、氾濫の危険性が特に高い区間において樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の解消を図るため、引き続き**河川内の適正な維持管理**について、格段のご配慮をお願いします。



28 中川水系沖田川（中流域）の治水対策事業の促進について

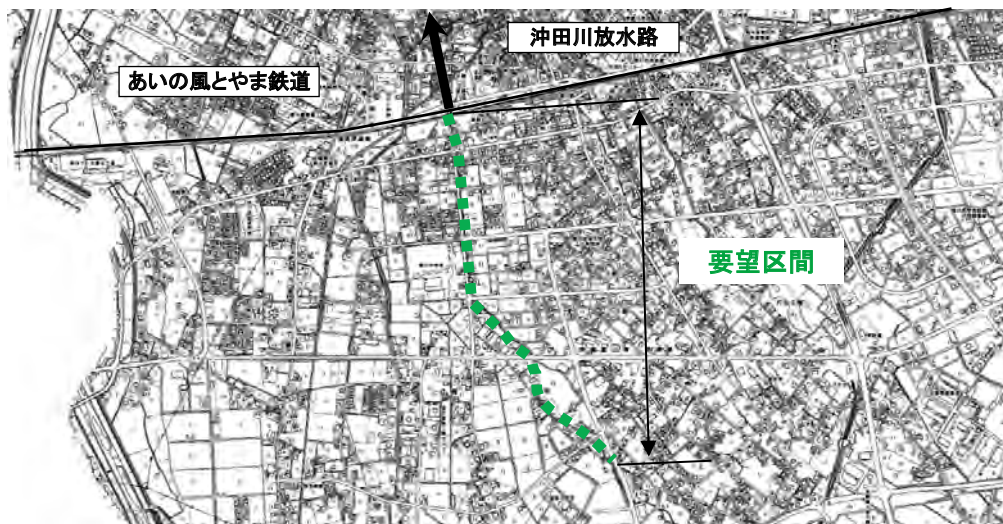
（富山県土木部）

沖田川流域は、近年急速な都市化が進み、そのために豪雨時にはしばしば氾濫し、人家などに多大な被害を与えていましたが、平成14年度より着手された沖田川放水路が完成したことにより、沖田川下流域での治水対策が図られたところであります。

しかしながら、現在の放水路への取付函渠工は暫定断面での施工となっていることや、あいの風とやま鉄道より上流部の中流域において、豪雨時には氾濫危険水位を超えており、住居等へ浸水被害が発生する恐れがあることなどから、引き続き治水対策が実施されることを地元住民が切望しているものであります。

つきましては、引き続き**中川水系沖田川の治水対策事業の促進**について、格段のご配慮をお願いします。

— 集中豪雨による出水の状況 —



29 土砂・洪水氾濫対策事業の促進について

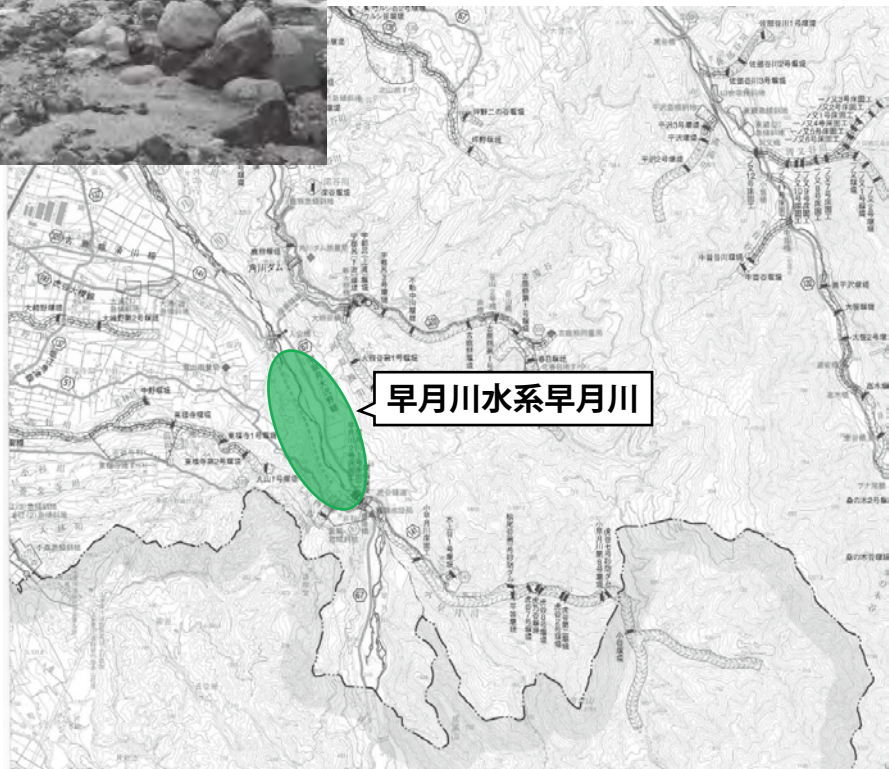
(富山県土木部)

早月川本川の菟輪堰堤から下流入会橋の間約2kmは、洪水時の河床変動が著しく不安定土砂が堆積し、この土砂の再移動により下流域の保全施設に土砂災害の危険が生じてきております。

つきましては、下流への土砂流出を防ぐため、早月川本川等において床固工及び透過型堰堤を配置する**土砂・洪水氾濫対策事業の促進**について、格段のご配慮をお願いします。



不安定土砂の堆積状況



30 公共下水道事業の促進について

(富山県土木部)

本市では、昭和54年度から公共下水道事業に着手し、公共下水道事業の促進に鋭意努めているところであります。

社会資本整備総合交付金の未普及対策については整備目標である本年度概成に向け、強力に下水道整備の進捗を図っています。

防災・安全対策については根幹的施設である浄化センターや各中継ポンプ場を平成2年3月に供用開始してから36年が経過し、老朽化が著しいことから、ストックマネジメント計画に基づき長寿命化及び耐震等の対策を図っております。しかしながら、資材高騰などの影響から改築更新が遅れ、老朽化が進んでいる現状であります。

つきましては、改築更新による長寿命化及び耐震等の対策を早急に図っていくため、引き続き**公共下水道事業の促進**について、格段のご配慮をお願いします。



3 1 低所得者のための空き家対策の推進について

(富山県土木部)

人口減少時代に突入し、既存建物の老朽化や家族構成の変化等から、居住の用に供されない空き家等が増加し、倒壊の危険性の増大、公衆衛生の悪化、景観の阻害等の問題が全国的に生じてきており、本市においても、同様に空き家対策に苦慮しております。

こうした中、空き家対策の推進に関する特別措置法に基づく滑川市空き家等対策計画に沿って、空き家等に関する情報の把握、危険老朽空き家に対する是正措置等の対策に取り組んでいるところであります。

つきましては、空き家対策の推進において、相続登記や根抵当権の抹消登記等の負担も大きいことから、**除却費用だけでなく、登記にかかる費用についても支援していただくとともに、特に低所得者の空き家放置に対応するため、所得に応じた段階的な助成など財政支援の拡充**について、格段のご配慮をお願いします。



32 住宅耐震改修について

(富山県土木部)

本市では市民の生命や財産を保護するため、建築基準法の新耐震基準が導入（昭和56年6月）前の建築物の耐震化により、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に行うことを目的として、滑川市耐震改修促進計画を定めております。

耐震化率向上の1つとして耐震改修工事の推進が考えられ、耐震改修費用の設計及び工事で140万円を上限に補助制度を実施しているところです。

令和6年1月1日に能登半島地震が発生し、市民の耐震化に対する関心が高くなり耐震改修に関する問い合わせが増加しております。

つきましては、市が行う耐震改修支援事業を促進するため補助制度のさらなる拡充・強化を図るなど、**住宅の耐震化率の向上**について、格段のご配慮をお願いします。



33 永代地上権の抹消にかかる法整備等について

(富山県土木部)

本市には、全国的にも稀な永代地上権が設定されている土地が約580筆あります。

この永代地上権が設定されている土地は、市街地が形成されている地区(いわゆる「まちなか」)に集中しており、また、その多くは相続登記がされていないことにより、権利者の特定が極めて困難であるため、「まちなか」における民間の土地売買や公共事業施行の大きな支障となっております。

本市では、昨今の厳しい経済情勢のなか、持続可能な都市づくりを目指し、まちなか居住の推進を図るため、住宅取得支援事業や空き家対策事業を柱にした「まちなか再生事業」に取り組んでおりますが、「まちなか」の人口減少に歯止めがかからない状況であります。

所有者不明土地問題については、法整備等の取組を進めていただいておりますが、まちなかにおける土地の流動及び集約の促進や、公共工事を円滑に進め快適な住環境を形成することによる定住人口の確保のため、都市計画等の支障となっている**永代地上権の抹消にかかる法整備等**について、格段のご配慮をお願いします。



3 4 「個別最適な学び」や「協働的な学び」を推し進めるための人的支援について

(富山県教育委員会)

本市では、市内小・中学校において体験したり見学したりしながら、科学、理数、ものづくり、文化、芸術分野をじっくり探究する学びの時間として、特別の教育課程「科学の時間」を実施しています。また、1人1台タブレットを学習の道具として普段から活用できる環境の実現に取り組んでいます。さらに、特別な支援を必要とする児童生徒や日本語指導が必要な外国人児童生徒が増えてきています。

つきましては、誰一人取り残さない教育の実現を目指す中で、全ての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」や「協働的な学び」を推し進めるため、以下の**人的支援**に格段のご配慮をお願いします。

- 1 専門性の高い専科教員や中学校への少人数指導のための加配教員を配置いただけていますが、質の高い教育を進めるためには全ての学校においてさらなる加配教員の配置をお願いしたい
- 2 複式学級解消のため、または、複式学級支援のための加配講師の配置をお願いしたい
- 3 探究学習の推進や基礎学力向上のため、ICTを効果的に活用した学びの推進に繋がるよう、ICTに関わる人的支援として、国の財政措置によるICT支援員の増員や県独自の支援制度の創設等をお願いしたい
- 4 特別支援学級には異なる障がいや学年の児童生徒が在籍しており、多人数学級では一人一人に対応した指導が困難となっている現状から、学級編制の標準（8人）の引き下げについて、県独自の支援制度も含め、検討をお願いしたい
- 5 日本語を理解することが難しい外国人児童生徒が、学校生活になじみ、学ぶことができるよう、日本語指導教員の配置時間数を大幅に増やしていただきたい



35 学校給食費の無償化について

(富山県教育委員会)

栄養バランスの取れたおいしい学校給食の提供は、児童生徒の心身の健全な発達など、こどもの健やかな成長のために重要な役割を果たしています。

また、本市においては、特色ある学校給食の食材として、富山県のブランド米「富富富」や「有機栽培米及び自然栽培米」のほか、地元滑川産の新鮮な「ホタルイカ」や「深層水トマト」等、その時々旬の食材を積極的に取り入れ、地産地消を推進するとともに、郷土愛を育む食育に積極的に関わり、安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めています。

「給食費負担軽減交付金」が創設されたことなどにより、今年度から本市においても小学校給食費の完全無償化を実施しております。しかしながら中学校では依然として保護者負担が発生しており、昨今の物価高等に苦しむ家庭にとって、経済的負担が大きくなっています。

つきましては、全てのこどもたちが等しく豊かな給食を享受できるよう、**国による小学校給食費の無償化の継続及び中学校における給食費無償化の早期実現について、国へ働きかけるとともに、引き続き県においても一定の財政支援をいただきますよう、格段のご配慮をお願いいたします。**



36 GIGAスクール構想における小中学生の学習者用タブレット端末費用の無償化の継続について

(富山県教育委員会)

令和7年度のタブレット端末の更新については、GIGAスクール構想(2期)に基づき、1人につき1台の端末を自己負担なしで更新しています。国では、学校のDXの加速化、英語等のデジタル教科書の導入等を進めており、今後もそれらに応じた学習者用端末は必要であると考えています。

一方で、高校生は令和7年度から学習者用端末を自費で購入することとなり、保護者の負担が増えている状況にあります。今後、義務教育においても、同様のことが起きるのではと危惧しており、教育の機会均等という観点からも、保護者の教育における経済的な負担が増えることは、格差を生む要因となると考えます。

つきましては、学習者用端末を教科書と同様の学習における必需品として捉えていただき、今後も**国の財政支援の継続を求めるとともに、県においても一定の財政支援**をいただきますよう、格段のご配慮をお願いします。



37 校内教育支援センターへの補助の拡充について

(富山県教育委員会)

本市では、令和7年度から校内教育支援センター（通称：ほっとルーム）を段階的に設置しており、不登校児童生徒の欠席日数の減少、また、自身の教室に出入りする児童生徒が増えるなど、校内教育支援センターは、児童生徒の安心できる居場所となっています。

児童生徒にとって、ほっとできる場所を校内に設けることで、不登校児童生徒が学校に足が向くようになり、教室へ復帰しやすくなったりする効果があることから、今後も校内教育支援センターを通じた、誰一人取り残されない学びの保障を実現したいと考えています。

校内教育支援センターの運営に対しては、設置・運営に対する補助制度があるものの、全国的な校内教育支援センターの設置に伴い、十分な財政支援を受けることが難しい状況となっています。

つきましては、不登校児童生徒等の学びを継続させるためにも、**これまで以上の財政支援の拡充と継続について、国へ働きかけるとともに、引き続き県においても一定の財政支援をいただきますよう、格段のご配慮をお願いします。**



38 小学校屋内運動場への空調設備の設置にかかる学校施設環境改善交付金の採択について

(富山県教育委員会)

近年の地球温暖化に伴う夏季の気温上昇により、児童生徒の学習環境に深刻な影響を及ぼしていますが、特に屋内運動場においては酷暑時の室温が非常に高温となり、体温調節機能が未発達である小学生にとって熱中症のリスクが大きくなっています。

当市では、令和8年度以降、各小学校の屋内運動場に計画的に空調設備を導入することとしていますが、整備に際しては多額の費用を要するため、交付金等の財政措置の確保が必要不可欠となっています。

つきましては、今後空調設備の整備を計画している施設における、**学校環境改善交付金の採択及び十分な予算の確保**について、格段のご配慮をお願いします。



39 交通信号機等の設置について

(富山県公安委員会)

近年の交通環境の変化に伴い、毎年、地域住民から交通信号機の設置が多く求められています。

交通事故が頻発する道路や、児童・高齢者など、より配慮が必要な歩行者の安全を確保する必要がある道路における交通安全対策の推進は、交通事故の抑止に極めて重要と考えます。

安全安心な生活環境の実現を望む市民・県民の期待に応えるため、**交通信号機の新規設置をはじめとする交通安全施設の整備推進**について、各段のご配慮をお願いします。

